

KYOTO STEAM—世界文化交流祭—
STEAM Dialogue 動画作成業務 委託仕様書（案）

1 業務名称

KYOTO STEAM—世界文化交流祭— STEAM Dialogue 動画作成業務

2 委託目的等

「KYOTO STEAM 2022 国際アートコンペティション」に出展するアーティストと企業・研究機関（以下「企業等」という。）のコラボレーション11組の作品制作過程を記録する動画とともに、同展出展者及び「KYOTO STEAM—世界文化交流祭—」に参画する企業担当者（1社を予定）のインタビュー動画を作成し公開することで、領域横断的なコラボレーションや展覧会の意義を周知することを目指す。

3 展覧会概要

(1) 名称

KYOTO STEAM 2022 国際アートコンペティション

(2) 会期

令和4年1月29日（土）～2月13日（日）

(3) 会場

京都市京セラ美術館 新館 東山キューブ

(4) 展示内容

令和3年度中に実施した公募にエントリーした41件の企業等と111件の作品プランの中から、有識者による審査会によって、11組のアーティストと企業等の組合せを選抜。2022年1月末から開催する展覧会において、11組がコラボレーション制作した作品を展覧する。

(5) 出展者 ※ カッコ内は作家アトリエ及び企業等の所在地

大西 康明（大阪） × 福田金属箔粉工業株式会社（京都）

金森 由晃（東京） × 株式会社フジックス（京都）

金子 未弥（神奈川） × 有限会社丸重屋（京都）

川松 康徳（群馬） × 国立研究開発法人理化学研究所植物-微生物共生研究開発
チーム（茨城）

興梠 優護（熊本） × 株式会社堀場製作所（京都）

佐藤 壮馬（北海道） × KYOTO' s 3D STUDIO 株式会社（京都）

Kikoh Matsuura（大阪） × 株式会社島津製作所（京都）

三木 麻郁（東京） × 国立病院機構新潟病院臨床研究部医療機器イノベーション
研究室（新潟）

三原 聡一郎（京都） × mui Lab（京都）

宮田 彩加（京都） × 株式会社SeedBank（京都）

山崎 阿弥+マイケル・スミス-ウェルチュ（東京） × Konel（東京）

4 業務内容

次に挙げる内容の動画を、KYOTO STEAM－世界文化交流祭－実行委員会（以下「実行委員会」という。）と十分協議し、承認のうえ作成すること。

- (1) コラボレーション作品の制作過程の記録動画（各3分程度の動画を11本作成）
- (2) 出展者のインタビュー動画（各3分程度の動画を11本作成）
- (3) 「KYOTO STEAM－世界文化交流祭－」に参画する企業担当者（1社を予定）のインタビュー動画（10分程度の動画を1本作成）
- (4) その他、受託事業者が提案する動画

5 留意点

- (1) 受託事業者は、あらかじめ契約締結日から業務完了日までの全体工程書案を実行委員会と協議のうえ作成すること。作成した全体工程書案については、協議の際に進捗状況を反映させたものをその都度作成し、更新内容を実行委員会及び受託事業者において共有すること。
- (2) 作成した動画データは、電子メール等で納品することと併せて、DVD等の記録媒体に保存し、納品すること。
- (3) 当該業務において納入した成果品等に係る著作権ほか一切の権利は実行委員会が保有し、当該データの加工、二次利用を行うことについて了承すること。

6 委託期間

契約締結日から令和4年2月28日（月）まで

7 契約条件

- (1) 委託金額の上限
1, 760, 000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- (2) 支払い
支払い時期及び金額については、実行委員会と受託者により別途協議する。

8 業務報告

全ての業務終了後、業務履行内容のすべてを記載した業務報告書をデータで提出すること。

9 その他

- (1) 法令順守
本業務は、本仕様書によるほか、関係法令等に準拠して実施すること。
- (2) 秘密の保持
受託者は、本契約業務履行を通じて知り得た秘密を外部に漏らし、又は、他の目的に使用してはならない。
前規定は、契約が終了、又は解除された後においても同様とする。

(3) 委託金額の範囲

本業務の遂行に必要な資料、情報の収集、実施例の調査等は本業務に含む。したがって、追加費用は一切請求できない。

(4) 委託料の減額

契約内容の不履行が発生し、実行委員会の指導にもかかわらず受託者の積極的な改善が図られなかったものと実行委員会が判断した場合には、不履行が発生した業務に係る委託料を減額する。

(5) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、実行委員会の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。

(6) 協議事項

本仕様書に定めのない事項又は事業の実施に関して疑義が生じた場合は、受託者は、速やかに実行委員会と協議を行うものとし、当該協議が整わないときは、実行委員会の指示するところによるものとする。

(7) その他

新型コロナウイルス感染症の影響により、実行委員会の予算に変動があった場合、委託金額及び業務内容を変更する可能性がある。